

平成 31 年 4 月 10 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成31年4月10日(水)、午前9時30分 久留米市農業委員会総会を久留米リサーチセンタービル 2階 研究室Eに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案とおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄 委員
2番	池田 清茂 委員
3番	池田 龍子 委員
4番	石井 孝雄 委員
5番	稲富 克紀 委員
6番	上村 孝二 委員
7番	内田 洋一 委員
8番	緒方 義範 委員
9番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
13番	平 壯一 委員
14番	田 中 文 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富松 隆晴 委員
19番	日比生和雄 委員
20番	深川 嘉穂 委員
21番	松延 洋一 委員
22番	馬渡恵美子 委員
23番	森崎 康洋 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は無し

事務局の出席者は10名である。

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。
それでは、4月の農業委員会の開催にあたりまして、報告をいたします。
本日現委員数23名中、全員の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律
第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは、議長よろしくお願ひいたします。

議長 今日は、4月の農業委員会総会、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから、4月の農業委員会総会を開催いたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の1ページをお願いします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、賃
借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転 東部地域、1番から3ページ13番までの13件です。

3ページをお願いします。

西部地域 14番、15番の2件です。

4ページをお願いします。

賃借権設定 西部地域、16番1件です。

使用貸借権設定 西部地域、17番、18番の2件です。

戻りまして、2ページをお願いします。

審議番号6番につきましては、農地法施行令 第2条 第1項 第1号において、教育、
医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得し
ようとする農地を当該目的にかかる業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる
場合は、農地所有適格法人でなくとも、不許可の例外として、農地を取得できるとされて
おり、この案件では、*****が施設利用者の障害者支援のための用地として取得
するものです。

以上、1番から18番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項 各号の
審査基準について審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しな
い申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第1号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第1号議案」は、可決されました。

つづきまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、5ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域 1番、2番の2件です。

1番 申請地 田主丸町石垣 田 1,234 m²

申請理由 申請地に盛土を行い畑として利用するものです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番 申請地 田主丸町竹野 田 3筆 計 799 m²

申請理由 申請地に盛土を行い畑として利用するものです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6ページをお願いいたします。

西部地域 3番、4番の2件です。

3番 申請地 大善寺町宮本 田 2筆 計 1,415 m²の内 9.46 m²

申請理由 申請地に営農型太陽光発電設備を設置するものです。

転用部分については、支柱のみとなります。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番 申請地 大善寺町宮本 田 6筆 計 3,091 m²の内 計 18.85 m²

申請理由 申請地に営農型太陽光発電設備を設置するものです。

転用部分については、支柱のみとなります。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、5 ページ審議番号 1 番および 6 ページ審議番号 3 番、4 番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上、説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会・西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

審 査 会 はい、それでは、東部地域からまいります。審議番号 1 番でございます。地図も 1 番でございます。

転用目的は、農地改良行為となっております。すでに施工に着手しておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、田主丸総合支所から南東へ約 1 キロメートル、水縄小学校から北へ約 950 メートルのところでございます。

農地区分につきましては、農用地に該当いたしますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下や自然浸透となります。

汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。

被害防除につきましては、北側は既設のコンクリートブロック擁壁を利用し、南側・東側は法面施工を行い、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

つづきまして、審議番号 2 番でございます。地図も 2 番でございます。

転用目的は、農地改良行為となっております。すでに施工に着手しておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、竹野小学校から北東へ約 500 メートル、筑後草野駅から東へ約 1.6 キロメートルのところでございます。

農地区分につきましては、農用地に該当しますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で、南北に新設する U 字溝を經由し、溜桝を通じて東側水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。

被害防除につきましては、北・東・西側は、重力式コンクリート擁壁を設置し、南側は道路側の法面を利用して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

これらの申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえまして、書類審査を行いました。問題が無いものと判断をいたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

つづきまして、西部審査会より、審議番号 3 番について説明いたします。地図ナンバーも 3 番です。

転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、筑邦市民センターから北へ約 400 メートル、西鉄安武駅から南へ約 600 メートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。転用面積は、発電パネルの支柱 120 本、申請地の周囲を覆うフェンスの 79 本、電柱 3 本の面積のみであり、転用期間は許可日から 3 年間です。

地上より 2 メートルから 3 メートル強の位置に、太陽光パネルを設置し、その下でレンゲを栽培する計画となっております。レンゲは飼料として、出荷する予定です。

また、申請人は、賃借権に基づいて申請しており、所有者の同意は確認しております。

つづきまして、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーも 4 番です。

転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、筑邦市民センターから北へ約 600 メートル、西鉄安武駅から南へ約 500 メートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。転用面積は、発電パネルの支柱 242 本、申請地の周囲を覆うフェンスの 138 本、電柱 6 本の面積のみであり、転用期間は許可日から 3 年間です。

地上より 2 メートルから 3 メートル強の位置に、太陽光パネルを設置し、その下でレンゲを栽培する計画となっております。レンゲは飼料として、出荷する予定です。

また、申請人は、賃借権に基づいて申請しており、所有者の同意は確認しております。

これら全ての申請案件について、排水承諾など添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

議 長 はい、審査会からの報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第2号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第2号議案」は、可決されました。

また、審議番号1番、3番、4番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

つづきまして、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」でございますが、審議番号2番は、次の「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、審議番号1番と審議番号2番に分けて審議し、審議番号2番は「第4号議案」と一括して、議題といたします。

それでは、「第3号議案の審議番号1番」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、7ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域 1番1件です。

1番 申請地 田主丸町秋成 田 701 m²

申請理由 転用の期間を変更するものです。

変更内容 施工期間が平成30年10月10日から平成31年3月31日までだったものを平成30年10月10日から平成31年9月30日に変更するものです。こちらにつきましては、平成30年10月10日付で進入路として4条許可がなされたものです。

以上、説明を終わります。

議長 はい、事務局からの報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第3号議案 審議番号1番」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第3号議案 審議番号1番」は、可決をされました。

つづきまして、「第3号議案 審議番号2番」と「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7ページをお願いします。

「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されましたので付議いたします。

西部地域 2番1件です。

2番 申請地 三潞町玉満 田 276 m²

申請理由 事業主を変更するものです。

変更内容 事業主を****から*****に変更するものです。こちらにつきましては、昭和46年8月26日付で自己用住宅として、5条許可がなされたものです。この案件につきましては、「第4号議案 8番」と関連案件となります。

つづきまして、8ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域 1番1件です。

1番 申請地 北野町中 畑 660 m²

申請理由 申請地を借り受けて、太陽光発電設備として利用するものです。

西部地域 2番から9ページ9番までの8件です。

2番 申請地 荒木町荒木 畑 1筆、田 2筆 計 2,268 m²

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

3番 申請地 荒木町白口 田 192 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

4番 申請地 上津町 畑 333 m²

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

こちらにつきましては、26 ページ、「報告第 4 号 1 番」と、関連案件となります。

9 ページをお願いいたします。

5番 申請地 宮ノ陣二丁目 畑 203 m²

申請理由 申請地を取得し、貸露天資材置場として利用するものです。

6番 申請地 城島町芦塚 畑 178 m²の内 34.45 m²

申請理由 申請地を借り受けて、農業用資材置場および露天駐車場の敷地として拡張するものです。

7番 申請地 三潞町草場 畑 2 筆 計 363 m²

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

8番 申請地 三潞町玉満 田 291 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。こちらにつきましては、7 ページ「第 3 号議案 2 番」と、関連案件となります。

9番 申請地 三潞町西牟田 田 2 筆 3,427 m²の内 計 1,830 m²

申請理由 申請地を借り受けて、作業場および露天資材置場として利用するものです。農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号 9 番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会・西部審査会の順番で報告をお願いいたします

審 査 会 はい、それでは、審議番号 1 番でございます。地図は 7 番でございます。転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。すでに施工に着手しておりましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、三井中央高等学校から南へ約 150 メートル、北野総合支所から東へ約 330 メートルのところでございます。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当いたします。雨水排水につきまして、自然浸透となります。汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。

被害防除につきましては、周囲に防護柵を設け、東側についてはコンクリートブロック等で土留め工事を行うことにより、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

この申請案件について、排水承諾など添付書類を確認いたしております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断をいたしております。ご審議よろしく願います。以上です。

はい、つづきまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から南へ約400メートル、JR西牟田駅から北へ約1.7キロメートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メートル以内に中学校と病院がある農地でありますので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきまして、U字溝と溜め柵を設置して、南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生をしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR荒木駅から西へ約700メートル、筑邦市民センターから東へ約600メートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メートル以内に2つの病院がある農地でありますので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきまして、溜め柵を設置して、南側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。本申請地は、昨年12月総会において許可を受けておりましたが、場所が変更となったため、取り消しを行い、再申請を行うものです。

申請地は、明星中学校から西へ約230メートル、上津小学校から北へ約860メートルのところに位置しています。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メー

ル以内に保育園と病院がある農地でありますので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、自然流下により西側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

申請地は、西鉄宮ノ陣駅から北へ約700メートル、古賀病院21から西へ約400メートルのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下により排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、農業用資材置場および露天駐車場の敷地として拡張するものです。

申請地は、下田小学校から北へ約700メートル、久留米市西部地区体育館から西へ約2キロメートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地および第3種農地のいずれの要件に該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、既設の溜め桝を經由して西側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、新設するコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三潴高等学校から北東へ約1.1キロメートル、三潴小学校から西へ約1.7キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を設置して、南側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して南側の道路側溝へ放流され

ます。

被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせることで土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三瀨中学校から西へ約 100 メートル、犬塚小学校から北へ約 600 メートルのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して東側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、東側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 9 番について説明いたします。地図ナンバーは 15 番です。

転用目的は、公共上水道事業に伴い、作業場および露天資材置場として利用するものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から南東へ約 1.5 キロメートル、久留米市立西牟田小学校から南西へ約 1.5 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ではありますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾など添付書類を確認しております。

以上、8 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。ご審議の程、よろしく願います。

議長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員 はい。
3 号議案の 2 番の面積と、4 号議案の 8 番の面積が少し違いますが、これはどういうことですか。同じ場所ですが。

事務局 先ほどのご質問になりますが、当時許可を受けてあった時については、276 m²で、許可をされていたところです。

こちらについては、その後に錯誤として平成30年4月17日に実際もう一度、図り直した結果だと思いますが、その結果291 m²ということで、変更になっております。こちらについては、3号議案については当時の面積を書かせていただいております、4号議案については、正しい面積を書かせていただいているところです。

議長 間違っていない。新しくは、291 m²が正解ということですね。
よろしいでしょうか。はい、他にございませんか。

「無しの声」

他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
なお、裁決にあたりましては、「第3号議案 審議番号2番」と「第4号議案」に分けて、採決いたします。

それでは、「第3号議案 審議番号2番」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第3号議案 審議番号2番」は、可決をされました。

つづきまして、「第4号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第4号議案」は、可決をされました。

また、審議番号9番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

つづきまして、「第5号議案 非農地証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、10ページをお願いいたします。

「第 5 号議案 非農地証明について」、非農地証明願が提出されたので付議いたします。

西部地域 1 番 1 件です。

1 番 申請地 城島町檜津 田 3.42 m²、現況 宅地

証明理由 建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20 年以上経過しているものです。地図ナンバーは 16 番です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第 5 号議案 非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第 5 号議案」は、可決をされました。

つづきまして、「第 6 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。

「第 6 号議案 審議番号 5 番」は、農業委員会等に関する法律 第 31 条 第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。よって「第 6 号議案」は、審議番号 5 番とそれ以外に分けて審議をいたします。

議席番号 *** 番 **** 委員の退席を求めます。

(退席)

はい、それでは、審議番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議案の 11 ページをお願いいたします。

「第 6 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

12 ページをお願いいたします。

5 番 1 件です。

5 番 申請人 城島町芦塚 ＊＊＊＊＊ 経営面積 697,384 m²

農用地利用集積計画に従い利用するものと認められます。なお、この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に該当しており、＊＊＊＊の構成員である申請人が農地を取得し、法人へ貸し付けるものとなっており、今回の登録は、申請人個人ではなく、法人の構成員としての登録になります。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質問が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから、採決いたします。
「第 6 号議案 審議番号 5 番」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第 6 号議案 審議番号 5 番」は、可決されました。

よって、久留米市長あて、通知いたします。

「審議番号 5 番」の審議が終了しましたので、退席されています議席番号＊＊＊＊番 ＊＊＊＊＊委員の出席を求めます。

(着席)

＊＊＊＊委員に報告をいたします。

「審議番号 5 番」は、可決されました。

つづきまして、「審議番号 5 番を除く、第 6 号議案」について、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、11 ページをお願いいたします。

「第 6 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

11 ページ 1 番から 12 ページ 5 番を除く 7 番までの 6 件です。

1 番 申請人 善導寺町与田 ＊＊＊＊＊、経営面積 385,450.01 m²

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第 18 条 第 3 項 第 2 号に該当しており、*****の構成員である申請人が農地を取得し、法人に貸し付けるものであり、申請人個人の登録ではなく、法人の構成員としての登録になります。

2 番 申請人 宮ノ陣 6 丁目 *****、経営面積 18,476 ㎡

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

3 番 申請人 安武町武島 *****、経営面積 27,237 ㎡

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

12 ページをお願いいたします。

4 番 申請人 北野町赤司 *****、経営面積 84,991 ㎡

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

6 番 申請人 三潁町清松 *****、経営面積 237,541.35 ㎡

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。なお、この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第 18 条 第 3 項 第 2 号に該当しており、*****の構成員である申請人が農地を取得し、法人へ貸し付けるものとなっており、今回は、申請人個人の登録ではなく、法人の構成員としての登録になります。

7 番 申請人 三潁町玉満 *****、経営面積 735,078.74 ㎡

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。なお、この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第 18 条 第 3 項 第 2 号に該当しており、*****の構成員である申請人が農地を取得し、法人へ貸し付けるものとなっており、今回は、申請人個人の登録ではなく、法人の構成員としての登録になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、それでは、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質問が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから、採決をいたします。「審議番号 5 番を除く、第 6 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「審議番号 5 番を除く、第 6 号議案」は、可決されました。よって、久留米市長あて、通知いたします。

つづきまして、「第 7 号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、13 ページをお願いいたします。

「第 7 号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第 1 区 1 番から 15 ページ 11 番までの 11 件です。

- 1 番 所在地 荒木町下荒木 田 2,540 m²、推進機構への売り渡しとなります。
- 2 番 所在地 善導寺町与田 田 4 筆 計 10,814 m²、推進機構への売り渡しとなります。
- 3 番 所在地 大善寺町夜明 田 2,773 m²、推進機構からの買入となります。
- 4 番 所在地 大善寺町夜明 田 3,611 m²、推進機構からの買入となります。
- 14 ページをお願いいたします。
- 5 番 所在地 宮ノ陣町大杜 畑田 4 筆計 2,730 m²、推進機構からの買入となります。
- 6 番 所在地 宮ノ陣町大杜 田 1,414 m²、推進機構への売り渡しとなります。
- 7 番 所在地 宮ノ陣町五郎丸 田 5,233 m²、推進機構への売り渡しとなります。
- 8 番 所在地 宮ノ陣町八丁島 田 4,366 m²、推進機構からの買入となります。
- 9 番 所在地 宮ノ陣町若松 田 2 筆計 2,394 m²、推進機構からの買入となります。
- 15 ページをお願いいたします。
- 10 番 所在地 安武町武島 田 4 筆計 4,632 m²、推進機構への売り渡しとなります。
- 11 番 所在地 安武町安武本 田 2,872 m²、推進機構への売り渡しとなります。

第 3 区 12 番から 16 ページ 15 番までの 4 件です。

- 12 番 所在地 北野町赤司 田 3,126 m²、推進機構への売り渡しとなります。
- 13 番 所在地 北野町赤司 田 3,075 m²、推進機構への売り渡しとなります。
- 14 番 所在地 北野町今山 田 2 筆計 6,799 m²、推進機構への売り渡しとなります。
- 16 ページをお願いいたします。
- 15 番 所在地 北野町仁王丸 田 1,407 m²、推進機構への売り渡しとなります。

第 4 区 16 番、17 番の 2 件です。

- 16 番 所在地 城島町芦塚 田 1,160 m²、推進機構への売り渡しとなります。
- 17 番 所在地 城島町芦塚 田 1,900 m²、推進機構への売り渡しとなります。

第 5 区 18 番、19 番の 2 件です。

18 番 所在地 三漕町清松 田 564 m²、推進機構への売り渡しとなります。

19 番 所在地 三漕町玉満 田 1,336 m²、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1 番から 19 番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、ただいまから、裁決いたします。

「第 7 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第 7 号議案」は、可決されました。

よって、久留米市長あて、通知いたします。

つづきまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条 第 1 項 第 7 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 2 号 農地法第 5 条 第 1 項 第 6 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 3 号 農地法第 18 条 第 6 項の規定による通知について

報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可の取下願について

報告第 5 号 職員の任免について

事務局の説明は省略をいたします。

それでは、ただいまから、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

よろしいですか。質疑が無いようですので

報告第 1 号から報告第 5 号までの報告事項を終わりたいと思います。よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 はい、ありがとうございます。

つぎにお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 はい、ご異議なしと認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則 第10条 第2項の規定により

12番 坂井 康孝 委員

24番 諸富 澄夫 委員 をお願いいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。